

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	甲賀市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.koka.lg.jp/9569.htm

執行機関名 甲賀市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	甲賀市老人福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第101号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2の項 甲賀市老人福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第101号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	甲賀市老人福祉医療費助成条例(平成16年条例第101号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の <u>保健医療の向上及び福祉の増進を図ること</u> を目的とする。	第一条 この条例は、 <u>低所得老人の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		甲賀市老人福祉医療費助成条例(平成16年条例第101号) 甲賀市老人福祉医療費助成条例施行規則(平成16年規則第76号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	甲賀市老人福祉医療費助成条例第3条、第8条、第9条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	助成対象者に係る申請等(申請又は届出という。)の受理、その申請等に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号イ	甲賀市老人福祉医療費助成条例第3条、第8条、第9条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る <u>生活保護関係情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号ハ	甲賀市老人福祉医療費助成条例第3条、第8条、第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号ロ	甲賀市老人福祉医療費助成条例第3条、第8条、第9条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者若しくは当該助成対象者の扶養義務者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
備考		